

## 会 則

(名 称)

第 1 条 この会は、\_\_\_\_\_と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は\_\_\_\_\_の政治活動を支援し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 政治、経済、文化、教育発展のための研究会
- 2 会員相互の親睦を図るための各種講演会、その他必要な事業

(事務所の位置)

第 4 条 この会の事務所は、\_\_\_\_\_に置く。

(会 員)

第 5 条 この会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、会計 正 1名及び副 1名、幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第 7 条 1 会長は総会において選出する。

2 副会長、事務局長、会計、幹事は会長が任命する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の仕事)

第 8 条 1 会長は、会を代表し、会の事務を掌握する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。

3 事務局長は、会長の命を受けて会の事務を掌握する。

4 会計は、会の会計を司る。

5 幹事は、会の運営を行う。

(会議の種類・招集)

第 9 条 1 会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の招集は、会長が行う。

3 総会は、年 1 回とする。但し、必要のある場合は臨時に開くことができる。

4 役員会は、必要の都度会長が招集するものとする。

(会計年度及び経費)

第 10 条 1 会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同 12 月 31 日に終わる。

2 会の経費は、会費その他をもってあてる。

附 則

この会則は平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から実施する。